



平成 28 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 井 筒 屋
代表者名 代表取締役 影山 英雄
(コード番号 8260 東証第 1 部 福証)
問合せ先 総務グループ長 竹内 直行
(TEL. 093-522-3310)

株式併合、単元株式数および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 121 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数及び発行可能株式総数変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式の併合

1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするために、株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成 28 年 9 月 1 日をもって、平成 28 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 2 月 29 日現在）	114,804,953 株
株式併合により減少する株式数	103,324,458 株
株式併合後の発行済株式総数	11,480,495 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

3. 株式併合による影響

株式併合により発行済株式総数が 10 分の 1 に減少いたしますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社の資産価値に変動はありません。

また、株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより、株式の

売買単位は10分の1の100株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

4. 減少する株主数

平成28年2月29日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】 (平成28年2月29日現在)

	株主数 (構成比)	所有株式数 (構成比)
10株未満所有株主	127名 (1.1%)	265株 (0.0%)
10株以上所有株主	11,521名 (98.9%)	114,804,688株 (100.0%)
全株主	11,648名 (100.00%)	114,804,953株 (100.0%)

(注) 本株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有されている株主様127名(所有株式数の合計265株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引先の証券会社または当社特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせください。

5. 単元株式に1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

6. 上記株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

7. 株式併合の条件

平成28年5月26日開催予定の第121回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅱ. 単元株式数の変更

1. 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式の変更を行うものであります。

2. 単元株式数の変更の内容

平成28年9月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

3. 単元株式数の変更の条件

平成28年5月26日開催予定の第121回定時株主総会において、上記「Ⅰ. 株式の併合」に関する議案および後記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

Ⅲ. 定款の一部変更

1. 定款変更の理由

- (1) 上記「Ⅰ. 株式の併合 1. 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更し、発行可能株式総数を200,000,000株から20,000,000株に減少させるとともに、現行定款第7条（単元株式数）を変更し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 1単元（100株）に満たない株式（単元未満株式）を有する株主様の、株式売買の利便性を高めることを目的として単元未満株式買増制度を導入するため、単元未満株式についての権利の規定（変更案第8条）および単元未満株式の買増の規定（変更案第9条）を新設するものであります。
- (3) 上記（1）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成28年9月1日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。
 なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。

2. 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 2千万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株 とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株 とする。
(新 設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満 <u>株式について、次に掲げる権利以外の</u> <u>権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げ</u> <u>る権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定によ</u> <u>る請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集</u> <u>株式の割当ておよび募集新株予約</u> <u>権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新 設)	(<u>単元未満株式の買増</u>) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主 は、その有する単元未満株式の数と併

<p>第8条～第37条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することを当会社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</p> <p>②前項に定める買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 (定款一部変更の効力発生日)</p> <p>第6条および第7条の効力は、平成28年5月26日開催の第121回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成28年9月1日をもって効力が発生するものとする。</p> <p>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</p>
--------------------------------------	--

3. 定款の一部変更の条件

平成28年5月26日開催予定の第121回定時株主総会において、本定款の一部変更に関する議案および上記「I. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

IV. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成28年4月13日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成28年5月26日 |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成28年9月1日 |
| (4) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成28年9月1日 |
| (5) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成28年9月1日 |

※上記のとおり、株式併合および単元株式数変更の効力発生日は、平成28年9月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年8月29日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

- A 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当社では、10株を1株に変更することを予定しております。
- また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。
- 現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか。

- A 全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを最終的な目標とする「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表しております。
- 当社は、東京証券取引所、福岡証券取引所に上場する会社として、同行動計画の趣旨を尊重し、1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 3 株式併合によって所有株式が減少しますが、資産価値への影響はないのですか。

- A 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となります。
- また、併合後の株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 4 配当ができる状況になったときは、受け取れる配当金額はどうなるのでしょうか。

- A ご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後に配当ができる状況になったときは、1株当たりの配当金を設定し、ご所有株式数に応じて配当させていただくこととなります。

Q 5 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 8 月 31 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前(平成28.8.31まで)		効力発生後(平成28.9.1から)		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例 2	1,009 株	1 個	100 株	1 個	0.9 株
例 3	999 株	0 個	99 株	0 個	0.9 株
例 4	9 株	0 個	0 株	0 個	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例 2、例 3、例 4 のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金（端数株式相当分の処分代金）は、平成 28 年 11 月中旬にお送りすることを予定しております。効力発生前のご所有株式数が 9 株以下の場合（上記の例 4 の場合）は、この 9 株以下の株式については端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 6 端数株式を生じないようにする方法はありますか。

- A 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

Q 7 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

- A 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A 特に必要な手続きはございません。

Q 9 株主優待券はどうなるのでしょうか。

A 株式併合および単元株式数変更（100株）の効力が発生するのが、平成28年9月1日となりますので、第121回定時株主総会後にお届けする株主優待券および平成28年8月31日現在の株主名簿に記載された株主様に11月中旬にお届けする株主優待券につきましては、下記表の「(1)効力発生前の株主様」のとおりとなります。

効力発生後の株主様（平成29.2.28以降の株主名簿に記載された株主様）にお届けする株主優待券につきましては、「(2)効力発生後の株主様」のとおりとなります。

(1) 効力発生前の株主様		(2) 効力発生後の株主様	
ご所有株式数	優待券	ご所有株式数	優待券
1,000株以上 3,000株未満	10枚	100株以上 300株未満	10枚
3,000株以上 5,000株未満	20枚	300株以上 500株未満	20枚
5,000株以上 10,000株未満	30枚	500株以上 1,000株未満	30枚
10,000株以上	50枚	1,000株以上	50枚

Q 10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 次のとおり予定しております。

平成28年4月13日	取締役会決議日
平成28年5月26日	定時株主総会決議日
平成28年8月26日	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成28年8月29日	当社株式の売買単位が100株に変更
平成28年9月1日	株式併合、単元株式数変更および発行可能株式総数変更の効力発生日
平成28年11月中旬	端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上